

第 7 回

富里市農業委員会議事録

令和 2 年 7 月 3 日（金）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第7回）

日 時 令和2年7月3日（金）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
 - 5 議案第4号 農地利用最適化推進委員の決定について
 - 6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 7 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

出席委員（6名）

1番 篠原美恵子
3番 細野明
5番 森田孝子
7番 伊井義則

2番 相川克義
4番 藤崎芳久
6番 篠原茂美

欠席委員（なし）

◎開 会

議 長 これより令和2年第7回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は7名中7名ですので、会議は成立しております。

(午後 1時28分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

相川克義君、細野 明君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1を議題とします。

高須局長の調査の結果について説明を求めます。

高須局長。

高須局長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1について報告します。

概要は、議案記載のとおりです。

申請地は、七栄十字路を300mほど中沢方面に向かった先の右側に位置します。

第2種農地で千葉県農地転用関係事務指針29ページ⑤(b)に該当します。

選定理由は、既存敷地延長部分を共同住宅の敷地として利用する計画があり、進入路として申請地と付け替える必要があるためとのことです。

申請地の状況は、農地で木が植えてありました。

農振除外は平成10年6月10日付け全体見直しです。

転用の用途は、進入路の付け替えで、全体の面積は58.25㎡です。

工期ですが、住宅の接道確保のために申請部分の生垣・植栽を抜くだけで工事は行わないことから、許可後に作業に取り掛かるとのことです。

都市計画法関連はありません。

排水計画についてですが、雨水の処理は自然浸透、雑排水の排出はありません。

土砂の搬入も、土砂等の流出対策もありません。

隣接地が自己所有地のため、事業内容の説明も必要ありません。

資力についてですが、工事を伴わないため問題ありません。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準ともに満たしていると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に転用2を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 農地法第4条の規定による許可申請について、転用2について現地調査及び聞き取り調査の報告をいたします。担当委員は篠原茂美委員、高須局長と私、伊井です。

概要は議案のとおりです。

審査会当日は、代理人、八千代市八千代台北10-20-11(株)中央企画 ■■■■■さん(設計者)が委任状を持参し出席しました。

申請地は、日橋観音様脇道路を約1km進んだ右側に位置します。回りは畑で耕作されていません。

農振除外は平成10年6月10日付け全体見直しです。

第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号の規定により、例外的に許可しうる千葉県農地転用関係事務指針31ページ②◎(2)に該当します。

転用の用途は、農家住宅。転用の概要は、今の家が古い建物で老朽化が進んでおり、結婚をすることで今の家屋では手狭になり、今回新たに独立することにしたとのこと。

土地選定理由は、本人自身が所有している宅地はなく、高齢の母が居住している近くに居住したいため、自宅敷地に隣接する当該場所を選定したとのこと。

進入路は市道に接しています。隣接地との境界は、境界ぐいを設置しているとのことでした。現在は作付けは行っていないが、いつでも作付けできる状態です。

過去の転用許可はなく、第3者の権利もありません。

申請農地以外での利用可能な土地はありません。

工期は令和2年8月20日(許可後)～11月20日までの3か月を予定しております。

都市計画法関連は、令和2年6月22日付けで60条証明がありました。

転用面積は適当であると思います。

周辺地権者への説明は実施されており、意見はないそうです。

土砂搬入計画はなく、土砂等流出対策は隣接地境界線沿いにマウンドアップ(土手のようなもの)を設けます。

工事期間中の防災計画として、工事中は防風・防塵ネットを張り周囲に危険が及ばないようにいたしますとのことでした。

ガス・粉じん等の発生の可能性はありません。

排水計画ですが、雨水の処理は宅地内浸透。雑排水は合併浄化槽を設置して処理し、流末の確保に蒸発拡散装置を設置するそうです。日照・通風等による支障はなし。

資力についてですが、総額2,573.3万円でタマホーム(株)が見積り業者です。事業に必要な資金を上回る金融機関の融資証明がついていました。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 日程第3、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

相川委員。

相川委員 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1について、現地調査及び聞き取り調査の報告をいたします。担当委員は藤崎会長と私、相川です。概要は議案書のとおりです。

審査会当日は、権利者、義務者ともに欠席し、両人の代理人、千葉市中央区末広の[]さんが委任状を持参し出席しました。

申請地の位置は、高松入の信号を立沢方面から来て左折し、200m先の右側に位置します。農振除外は、令和元年6月28日除外。

農地区分は、計画地は10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断します。

転用の目的は農家住宅であり、地域農業における担い手の確保に資する施設と認められることから、農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、許可見込みがあると思われます。

権利の設定は、使用貸借権設定。転用の用途は農家住宅。転用の事由は、現在6人で住んでいて、結婚をして手狭になったため。

土地の選定理由は、畑に近く農作業をするうえで便利である。

進入路は母屋の後ろ側に作る計画とのことです。

事業にかかる事業総額は、42,823,000円。事業実施の資金は、全額融資を受け、[]に内定しています。

工期は、許可後6か月。転用面積は適当。

土砂の搬入計画はなし。土砂等の流出対策は、ブロック積み。

工事期間中の防災計画は、工事中周辺への安全対策に努める。

ガス・粉じん等の発生はなし。

雨水の処理は、宅地内浸透。雑排水の処理は、合併処理浄化槽を設置し側溝に流す。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見等はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、賃貸借権設定1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員。

森田委員 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1について、現地調査及び聞き取り調査の結果について御報告をいたします。

担当委員は細野委員と私、森田です。

審査会当日は、権利者と義務者の代理人として■■■■■さんが出席しました。関係は第3者です。

申請地番は、議案記載のとおりです。

農振除外関係は平成10年6月10日付け全体見直しです。

申請地の位置は、第一小学校から国道409号線を七栄方面に400m進み右折して100mぐらい入った右側に位置します。

農地区分は、第2種農地です。千葉県農地転用関係事務指針29ページ⑤(b)に該当します。

申請地の状況は、農地で違反もありません。転用の用途は、太陽光発電施設です。

転用の概要は、単結晶モジュール360台、パワコン9台設置です。

土地の選定理由は、本事業に欠かせない日照時間が十分に得られるためとのことです。

申請地以外での利用可能な土地はないそうです。進入路の確保あり。隣接地との境界ぐいは、これから測量して入れるとのことです。

資力についてですが、総額1,650万円、自己資金で証明書が添付されており、事業に必要な資金より多いことを確認しました。

過去の転用許可はなし。第3者の権利もありません。

工期については、許可後令和2年8月1日～9月30日まで2か月とのことです。

事業区域内に農地以外の土地はなし。転用面積は適当。

土砂等流出対策はありません。土砂の搬入計画はなし。

工事期間中の防災計画は、工事中は設備の部品が飛散ないように実施します。施工後は、

問題が起きないように年4回の確認、年1回の細部点検を実施します。

ガス・粉じん等の発生状況はないそうです。

排水計画は、雨水の処理は宅地内浸透。日照、通風等による支障はないそうです。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議 長 日程第4、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、6月25日付けにて富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の6ページに、10年新規、畑5筆、10,870㎡。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

◎議案第4号

議 長 日程第5、議案第4号 農地利用最適化推進委員の決定について を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第4号 農地利用最適化推進委員の決定について を説明いたします。

7ページの議案第4号 農地利用最適化推進委員の決定について をご覧ください。

本案件につきましては、平成2年7月20日に新しい農業委員会を発足するにあたり、農業委員会等に関する法律第17条1項の規定に基づき、富里市農地利用最適化推進委員を選出するものです。

また、任期は3年で農業委員と同様です。

なお、参考資料の応募状況一覧表の7番につきましては、農業委員への推薦等もあったため、農業委員として選出されております。

選出にあたりましては、推進委員は6区域において各2名と定数を定めており、お手元の議案のとおり、6区域からの推薦・応募がございました。

よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で審議案件は終了しました。

◎報告第1号及び報告第2号

議長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号及び第2号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号及び報告第2号についてご報告します。

まず、報告第1号 農地法第18条6項の規定による通知についてですが、次第の8ページに1件ございます。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出についてですが、次第の9ページに2件ございます。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

議長 ただいまの報告第1号及び報告第2号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等ないようなので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議長 以上をもって本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 1時50分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員

